債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成三十年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月一日

大阪府門真市新橋町二番一一号

東和薬品株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

南　祐子

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成三十年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月一日

兵庫県姫路市飾磨区山崎五五四一一

広畑鋼板工業株式会社確定給付企業年金

清算人　廣田　幸彦

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 30 年５月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①つばめ旅行　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－298号　④つばめ旅行　群馬県藤岡市藤岡230－２　石田昌代　⑤つばめ旅行　群馬県藤岡市藤岡230－２　⑥平成４年６月16日　⑧平成30年４月２日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県藤岡市藤岡230－２　つばめ旅行　石田昌代

Ｂ　①関西国際空港サービス株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－582号　④関西国際空港サービス株式会社　豊中市蛍池西町三丁目555番地　代表取締役　中村一夫　⑤空港営業所　豊中市蛍池西町３－555　⑥昭和45年２月12日　⑧平成30年３月30日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫豊中市蛍池西町三丁目555番地　関西国際空港サービス株式会社　代表取締役　中村一夫

Ｂ　①有限会社タイム企画旅行社　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－668号　④有限会社タイム企画旅行社　兵庫県川西市清和台西一丁目３番地の28　代表取締役　松宮正治　⑤本社営業所　兵庫県川西市清和台西一丁目３番地の28　⑥平成14年３月29日　⑧平成30年１月５日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県川西市清和台西一丁目３番地の28　有限会社タイム企画旅行社　代表取締役　松宮正治

Ｃ　①あそ熊本ツーリスト　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－262号　④堤田賢悟　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目47番30号　⑤本社営業所　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目47番30号　⑥平成29年12月20日　⑨平成30年３月22日　⑩300万円　⑪熊本県知事　⑫熊本県熊本市中央区水前寺６丁目47番30号　あそ熊本ツーリスト　堤田賢悟

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 30 年５月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社グリーントラベル　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－135号　④株式会社グリーントラベル　津市牧町459番地の１　代表取締役　織田和秀　⑤本社営業所　津市牧町459番地の１　⑥昭和53年11月１日　⑦平成30年３月26日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ツーリスト宝島　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－278号　④有限会社ツーリスト宝島　津市香良洲町159番地５　取締役　黒川幸充　⑤本社営業所　津市香良洲町159番地５　⑥平成15年２月28日　⑦平成30年２月27日　⑧60万円　⑨300万円